



## 税について

大田区立大森第四中学校 三年 保坂 晴也

自分はこの作文で税への疑問と税へ思うことを書くつもりだと思います。

この前自分は友達と遊んだ帰り友達と二人でコンビニのイートインスペースでアイスを食べようとなり、アイスを買ってイートインスペースの席に座ろうとすると、席に張り紙が貼ってあり、張り紙には「お買い上げの商品をイートインスペースで飲食される際は、レジ会計時にお申し出ください。消費税の適用税率が変わります」と書いてありその張り紙によると持ち帰りの際は税率が八パーセントになりイートインスペースを利用する際は税率が十パーセントになるということで自分と友達はレジでイートインスペースを利用すると言っていない、レシートを見ても税率は八パーセントになっていたため、仕方なくイートインスペースを利用するのを諦めました。しかし自分はその時一つの疑問ができました。もし、あの時自分と友達が張り紙に気づかずイートインスペースを利用したらどうなっていたのだろうということなんです。なので調べてみました。調べてみるとまず最初に持ち帰りイートインスペースの利用で税率が変わることを軽減税率ということを知りました。そして国税庁によると「軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時すなわち飲食料品を提供する時点で行う」とい

れています。つまり簡単にいうと自分がレジでアイスを買う時、その時点では持ち帰る気であり買った後にイートインスペースを利用する気になり利用したとしても、税率は八パーセントのままです。罰則などはないです。しかし自分はこれは少しおかしいと思います。なぜならコンビニなどで購入時にイートインスペースを利用するかどうかはその人の心情でそれを周りから見ると利用するかどうかを判断するのは、難しいと思います。なので国税庁に従うとしたら最初からイートインスペースを利用すると店員に言って物を買う人と、利用すると言わずに物を買っても税率は違うので素直に利用すると言った前者の人のほうが値段高くなり損をしていると考えられます。また今の話で出た後者の人が本当は最初からイートインスペースを利用しようとしていたとしても周りから見ているとそれはわかりません。つまり誰でもイートインを利用する際買う時点では利用する気がなかったと言えれば軽減税率が適用されてしまいます。最初に言った通りこれは少しおかしいと思います。以上が自分の疑問と言いたいことです。

自分はこの作文を書くまで税につき深く考えることはありませんでした。しかし今日調べてみると疑問が生まれたり納得があったりしました。今までは税金は払うものとしか認識していなく今回で自分にとっての世界が広がりました。